

ミャンマー乾期灌漑稲作経済の実態 ——ヤンゴン近郊農村フィールド調査より——

藤田 幸一*, 岡本 郁子**

An Economic Study on Irrigated Summer Rice Production in Myanmar: The Case of a Village near Yangon

Koichi FUJITA* and Ikuko OKAMOTO**

Rice production in Myanmar rapidly increased during the first half of the 1990s as a result of an expansion in planted area of irrigated summer rice, due to the introduction of small-scale Chinese pumps. This study attempts to clarify the actual picture of this technological change, focusing mainly on socio-economic aspects, based on intensive fieldwork conducted in a village near Yangon city in October 1999. The major conclusions are as follows. 1) The cost of production of summer rice was almost the same as that of monsoon rice (US\$90/ton at the farm gate), which is sufficiently competitive in the international market. However, summer rice production uses much more current inputs and is more labor-saving in nature, which makes it unsuited to the factor endowment in rural Myanmar. 2) Landless agricultural laborers were severely impoverished due to the scarcity of off-farm job opportunities and the low wage rate. This fact, rather than the notorious rice procurement system, is a more serious constraint to development because it does not allow the Government to raise the rice price through its export liberalization. 3) Implementation of land reform, which is one practicable remedy to overcome this problem, may relatively be easily accomplished under the current condition of extremely low land price compared to operational surplus (land rent). The problem that might arise in this case of lack of draft animals and other capital goods among agricultural laborers can be overcome by taking appropriate measures to promote the formation of efficient rental markets. 4) Because capital shortage is obviously one of the major constraints for small farmers, it is recommended that the institutional agricultural credit system should be strengthened through foreign aid.

I はじめに

ミャンマーでは1990年代前半、中国製の小型揚水ポンプの導入による乾期灌漑稲作の顕著な発展がみられ、同期におけるコメ生産の急増を支えた。しかしながら、その実態についてはよく知られていないのが現状である。

* 京都大学東南アジア研究センター; Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

** 日本貿易振興会アジア経済研究所; Institute of Developing Economies, JETRO, 3-2-2 Wakaba, Mihama-ku, Chiba 261-8545, Japan

本稿は、1999年10月末に実施したヤンゴン近郊の1農村実態調査を通じて、その解明に資することを主な目的とするものである。とはいえ、調査には村の選定を含めてわずか4日間しかさくことができず、筆者自身、限界を十分に認識するところである。にもかかわらず敢えて発表に踏みきったのは、経済的側面を含め、乾期灌漑稲作の実態についての本格的な研究が皆無であり、少なくとも収集した情報・データの価値は非常に高いと判断されるからである。むしろ情報・データの開示にとどまらず、可能な限りそれに分析を加え、考察を深めるよう努めた。なおこれらの考察は、主に調査実施途上で行ったものであり、疑問点等は可能な限りその場で確かめるようにした。

以下、Ⅱでは、調査の意義・背景について、最近のミャンマー米穀経済事情を中心に、政策的側面を含め、簡単に整理する。続くⅢで、調査の概要、調査村・調査世帯の概要を述べた後、Ⅳで本格的な経済分析を行う。稲作（雨期米、乾期米）の費用・収益構造に関する考察、資本（役畜、耕耘機、灌漑ポンプ等）レンタル市場や労働雇用慣行に関する考察、所得推計と階層変動に関する考察等である。最後にⅤは、本稿の結論である。

Ⅱ 最近のミャンマー米穀経済事情

1997年家計支出調査によると、ミャンマーにおける食料支出の全家計支出に占める割合（エンゲル係数）は71.0%であり、うち27.6%をコメ支出が占める。¹⁾ すなわち全家計支出の20%弱がコメ単品に向けられていることになる。当比率は、貧困家計でさらに大幅に高くなっているはずである。ミャンマー経済にとってコメがいかに重要な品目であり、それをめぐる政策如何が国家運営の帰趨を決定してきたか、想像に難くない。実際、「ビルマ式社会主義」の根幹はコメ供出制度であり、その失敗がネーウィン政権の崩壊を招いた直接的要因であり、現在もコメの生産・流通政策が国家運営上の最重要課題の1つとなっている所以である。

しかし諸々の生産刺激政策にもかかわらず、コメ生産は停滞し、その輸出も過去3年間は15万トンを下回るなど、極度の不振に喘いでいる。19世紀半ば過ぎから20世紀前半にかけて、エーヤーワディ・デルタの大規模開墾によりコメ生産が急増し、一時は300万トンを超えるコメ輸出経済の繁栄を謳歌し（ピークは1934-35年の343万トンで生産量の68%に達した）、また独立後も1960年代半ばまで150万トン以上の輸出余力をもっていたミャンマーの往年のコメ生産力を考えると、惨憺たる状況というしかない（図1）。

表1は、最近の農産物輸出（特にコメ、豆類）の動向を示すが、コメの凋落とそれに代わって近年急成長を遂げた豆類の対照が鮮やかである。輸出向け豆類には、インド亜大陸で栽培さ

1) Central Statistical Organization [1998: 408]。

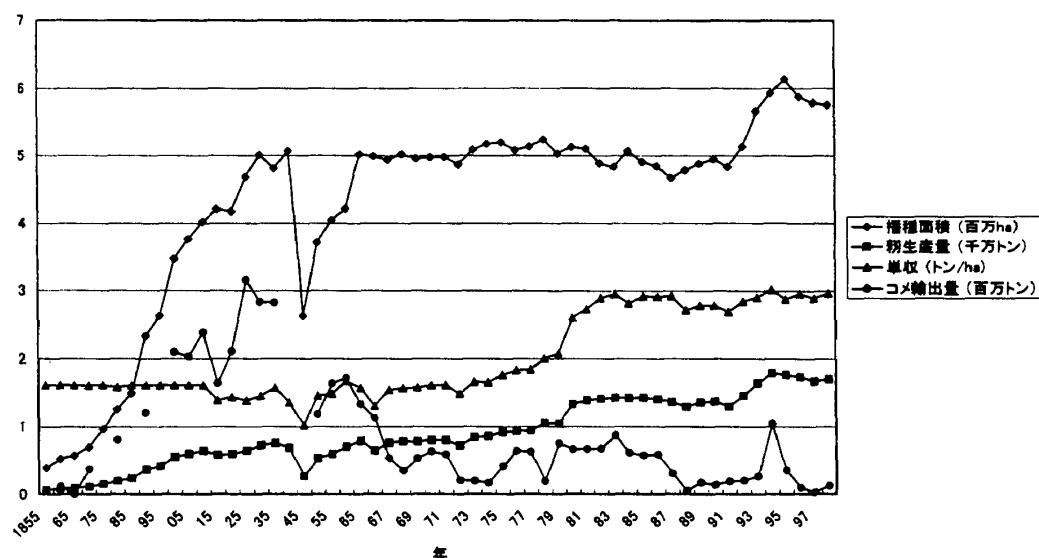


図1 ミャンマーのコメ生産と輸出

出所：1855～1970年：[U Khin Win 1991: 143-148]
 1971～1987年：[Tin Soe and Fisher 1990: 122-123]
 1994～1996年：[Central Statistical Organization 1998: 84, 192]
 1997～1998年：農業灌漑省内部資料

表1 農産物輸出の動向

	80-81	85-86	88-89	89-90	90-91	91-92	92-93	93-94	94-95	95-96	96-97	97-98
農産物輸出 (Mill. K)	1,761	1,126	128	432	942	1,011	1,299	1,358	2,478	2,321	1,981	1,625
対全輸出シェア	55.4%	43.9%	5.9%	15.2%	31.9%	34.6%	36.2%	32.1%	45.8%	46.1%	36.1%	48.3%
コメ												
輸出量(万トン)	70.3	60.4	4.8	16.9	13.4	18.3	19.9	26.1	104.1	35.4	9.3	2.8
輸出額 (Mill. K)	1,355	763	54	266	172	251	249	268	1,166	440	126	38
対農産物シェア	76.9%	67.8%	42.2%	61.6%	18.3%	24.8%	19.2%	19.7%	47.1%	19.0%	6.4%	2.3%
豆類												
輸出量(万トン)	7.1	8.9	1.7	5.6	19.5	19.5	44.9	51.4	42.5	61.0	59.5	74.2
輸出額 (Mill. K)	152	238	52	123	515	429	667	724	799	1,358	1,272	1,350
対農産物シェア	8.6%	21.1%	40.6%	28.5%	54.7%	42.4%	51.3%	53.3%	32.2%	58.5%	64.2%	83.1%

出所：[Central Statistical Organization 1998: 192]

れている多種多様のものが含まれ、主にシンガポール等第三国経由でインド方面に輸出されている。これは、1988年の（コメを除く）農産物輸出自由化政策に対して農民が機敏に反応した結果であり、ミャンマーの農業が、条件さえ整えばすぐに開花する巨大な潜在力を保持していることを物語るものである。

さて図1で注目したいのは、独立後2回にわたるコメ増産の要因である。まず1970年代末から80年代初頭にかけての増産は、1977-78年に導入される「全郡特別高収量品種米生産計画」により、いわゆる高収量品種（HYV）の導入が、日本の食料増産援助（化学肥料等）を梃子と

して強力に推進された結果であった。²⁾ この時期の増産は、作付面積拡大ではなく単収増によって達成されたものである。しかしわずか 18.3% (1994 年) という灌漑率に象徴される灌排水の未整備が制約要因として働き、HYV 栽培適地の枯渇とともに、増産はごく短命なものに終わってしまうのである。

一方、1992 年からの 2 度目の増産の主因は単収増ではなく、作付面積の拡大であった。それは主として中国製小型揚水ポンプによる地表水灌漑の普及に伴う乾期稲作の作付拡大であった。³⁾ ポンプ灌漑面積は急増、1994 年には早くも用水路灌漑面積を凌駕するに至り、乾期稲作面積は、1992-93 年の 82 万エーカーから 1993-94 年に 215 万エーカー、1994-95 年には 317 万エーカーへ急増した。その原動力は、政府による灌漑ポンプ、ディーゼル燃料、化学肥料などの近代的投入財の廉価供給を中心とする生産対策にあったが、⁴⁾ 後述のコメ供出制度が乾期稲作には適用除外されたことが農民の増産意欲を刺激した点も否定できない。こうして 1994-95 年にコメ輸出量は、久々に 100 万トンの大台に乗ったのである。

しかし乾期稲作には、化学肥料、ディーゼル燃料など経常投入財の多量の投入を必要とする。ポンプを含め、こうした投入財の多くは輸入に依存せざるを得ない状況であり、1990 年代半ば以降の深刻な外貨危機⁵⁾が、ミャンマー農業公社 (Myanmar Agricultural Service; 以下 MAS) やミャンマー農産物交易公社 (Myanmar Agricultural Produce Trading; 以下 MAPT) など政府機関による投入財輸入独占の弊害も相俟って、その供給が滞り、ポンプ灌漑を主導とするコメ増産路線も早々に挫折してしまうのである。⁶⁾

次にコメ供出制度の現状について論ずる。

ビルマ式社会主義の根幹であった市場価格以下の価格設定によるコメ供出制度は、依然として残っているが、割当量は大きく減少し、農民の負担は大きく軽減された。すなわち以前は 1 エーカー当たり 25 ~ 30 バスケット (1 バスケット = 約 20.87 kg⁷⁾; 以下バスケットを B と略記) が徴発され、農民の手に市販余剰がほとんど残らなかったが、最近では地域差があるもの

2) 尿素肥料使用総量に占めるわが国援助の割合は、1983年に29%、84年に28%に達した[斎藤1987: 190]。なお高収量品種普及の具体的過程については、同上文献を参照のこと。

3) 高橋 [1994; 1997] 参照。なお地下水灌漑がごくわずかしかなことは、農業灌漑省での聞き取りにより確認済みである。

4) ただし化学肥料については1992-93年以降、廉価供給が停止されている。

5) 外貨準備は、1995-96年に5.61億ドルのピークをつけてから減少しはじめ、1997年には経済制裁やアジア通貨危機のあおりを受けて外貨不足が深刻化し、現在に至っている。

6) 1度目の増産と同様、灌漑適地が枯渇したからとも考えられる。しかし何を「適地」というか難しく、また何よりも判断材料になる資料が入手できないため、今後の課題とせざるを得ない。

7) バスケット単位は一律ではない。MAPTでの聴取によると、政府の1B=46ポンド (= 20.87 kg) に対し、民間では52ポンド (= 23.59 kg) であり、供出価格が市場価格よりも過小評価 (後述) されている要因の一つとして位置づけていた。ただし民間でも地域差があり、そう断言する根拠はない (東京大学東洋文化研究所・高橋昭雄氏との私的会話)。

の1エーカー当たり10～12Bに大幅に減少（なお雨期稲作の全国平均単収は約60B）し、また乾期米については対象外となっている。

しかし供出価格は低い。たとえば1998年雨期作の供出価格は1B当たり320チャット（以下Kと略記。調査時点で1USドル＝約360K）であり、400～700Kであった市場価格を大幅に下回っている。負担が軽減されたとはいえ、面積当たり一律定量制であるため、自家消費米を考えると、小農民ほど負担が重くなる仕組みとして機能している。

ただし高橋昭雄のいう「公私生産者価格比」（供出価格と市場価格の乖離を示す指標）⁸⁾は、見かけほど大きくない可能性が高い。なぜなら、1989-90年から1999-2000年まで、特殊事情（後述）のあった97-98年を除き、供出米代金は前渡しされているからである。より正確に言えば、1998年雨期作までは半額、99年雨期作には全額が前渡しされた。⁹⁾つまり雨期稲の成育期間である約4カ月の利子分だけ、供出価格は市場価格よりも高く評価されなければならない。4カ月間の利子の重みを示す統計はないが、後述の農村実態調査で、田植え時に労働者に収穫労賃を前渡しする農家の事例がいくつか観察され、その際の収穫労賃が前渡しのない場合の半額に減額されていた事実を考慮すれば、農村（特に農業労働者）の時間選好率¹⁰⁾は非常に高く、前渡しの意義は決して過小評価できないといえよう。

しかしながら、ではなぜミャンマー政府が悪評高いコメ供出制度を廃止できないのか。

表2は、過去3年間のコメの国家買付、配給、輸出の動向を示すものである。農民の供出義務は、1エーカー当たり10～12Bで、単純計算すると平均単収60Bの17～20%を占めることになる。しかし実際の集荷量は、対粗生産比で1998-99年の16.1%を除き、10.9%（96-97年）、6.8%（97-98年）と少ない。¹¹⁾

MAPTによれば、買付シーズンになると全国に政府買付所が約1,000カ所設けられ、買付けられた粳米は、67の国営精米所に加え、一部は民間精米所に委託して精米される。精製されたコメの大部分は、軍、その他公務員、病院等に配給され、余った部分が輸出に回される仕組みである。配給対象者は約350万人、1人1カ月当たり23.5kgである。配給価格は市価の約15%に著しく低く抑制され、¹²⁾年間約100億Kの食料補助金を負担しているという。ちなみに国営企業部門を除く財政赤字は208億K（1997-98年）であり、¹³⁾食料補助金がいかに大きな財

8) 高橋 [1997: 433] 参照。

9) MAPT 提供資料による。

10) 現在の消費の価値が将来の消費の価値を上回る率をいい、(その人が)支払ってもよい上限の利子率に等しくなる。経済的な困窮度が高いほど、時間選好率は高くなる。

11) こうした大きな年変動が生じている背景は十分に明らかではないが、97-98年については、当初政府は農民から直接ではなく、商人を通して買い上げる予定としていたところ、この試みは失敗、98年1月になって急速直接買付を開始したが、予定量を供出できない農民が続出したという経緯がある。

12) ただし配給米の低品質を考慮すると補助率はかなり低下する（高橋昭雄氏との私的会話）。

13) Central Statistical Organization [1998: 316]。なお国営企業部門を含めた財政赤字総額は653億Kである [ibid.: 317]。

表2 コメの国家買付、配給、輸出

	96-97	97-98	98-99
生産量（粳：万トン）	1,708.3	1,665.8	1,685.8
うち雨期稲	1,400.1	1,367.7	1,363.7
乾期稲	308.2	298.1	322.1
国家買付（粳：万トン）	152.0	93.1	219.2
同コメ換算（万トン）	101.4	62.1	146.2
買付シェア（雨期稲のみ）	10.9%	6.8%	16.1%
配給（コメ：万トン）	83.7	78.0	66.2
輸出（コメ：万トン）	9.2	1.7	9.7
合計（コメ：万トン）	92.9	79.7	75.9

出所：MAPT 内部資料。

政負担になっているかが理解できる。しかしその背景には、公務員給与が月約 1,000 ～ 2,500 K (2.8 ～ 6.9 ドル)¹⁴⁾ で極端に低く抑制されているという事実がある。住宅提供や食料配給などは、公務員給与の補填のため必要不可欠な措置といえる。農民の負担を軽減したものの、依然として供出制度を廃止できない所以である。

最後に、なぜミャンマーがベトナムのようにコメ輸出自由化を断行できないかという点につき筆者の仮説を提示しておく。¹⁵⁾ コメ輸出を自由化すれば、豆類の輸出急増が生じたのと同様、コメ輸出が急増して農家が潤い、低価格による供出制度を保持し続けても、それを相殺して余りあるとすれば政府にとって好都合であろう。しかしミャンマーの農村には、1日の賃金で買えるコメがわずか 3 kg、生計費に占めるコメ購入費が 40 ～ 50% にも達すると推測される極貧の農業労働者が大量に滞留している。零細な商業活動を中心とする雑業機会がほとんどない（後述）状況下で、彼らにとってコメ輸出自由化は、それに伴う農村経済活況の利益よりも、米価高騰の不利益がまさることはほぼ間違いないであろう。政府が、米価上昇により、都市ばかりか農村にも大きな社会不安が広がるような最悪の事態だけは回避したいと考えるのは当然であろう。ベトナムとの最大の相違点は農業構造にあり、したがって米価上昇の意義・効果が全く異なる、というのが筆者の考えである。

14) 1,000 K は新卒、2,500 K は局長クラス。なお新聞報道によると、2000 年 4 月 1 日から、公務員給与を最大約 5.5 倍引き上げることが決まった（日本経済新聞 2000 年 3 月 28 日朝刊）。なおこれに伴って、コメ配給がどうなるかは不明。

15) 周知のようにベトナムでは、1986 年のドイモイ政策の一環としてコメ輸出規制が大幅に緩和され、それがコメの劇的な増産に結実した。ミャンマー経済懇談会 [1999: 30] は、ベトナムの経験を引き合いに出し、ミャンマーもコメの輸出自由化を推進すべきだとしているが、そこではすぐ下に述べる両国の農業構造の違いが全く考慮されていない。

Ⅲ 調査および調査村・調査世帯の概要

Ⅲ-1 調査方法

調査対象地は、首都ヤンゴンの西、車で約1時間の距離にある Htantabin 郡 (Township) の Yoe Kua 村 (行政村) である。調査は MAS を通じて実施した。¹⁶⁾

調査は、次の2段階を踏んだ。第1に村長を中心とする村の複数の要人に、調査の趣旨説明を行って協力を求め、村の概況について聞き取りした後、経営規模別に合計10世帯の農家選定を依頼した。¹⁷⁾ そして第2に選定農家の世帯主を対象として、あらかじめ用意した調査票 (英語)¹⁸⁾ に沿って、調査補助員 (通訳) にインタビューをしてもらい調査票に記入してもらった。なおインタビュー途中、重要事項について筆者が突っ込んだ質問をし、その回答を欄外に書き込む作業を重視した。予定時間は1世帯について約2時間で、初日1世帯、残り3日間は1日当たり3世帯ずつ、合計10世帯を目標にした。

当初予定では、調査対象は農業経営を行っている農家世帯のみとしたが、調査を進めるうち農業労働者世帯の情報収集の必要を痛感し、最終日に2世帯 (1つは主に季節雇、他の1つは主に臨時雇に従事する世帯) を選定して聞き取りした。結局、農家9世帯、農業労働者2世帯の合計11世帯が対象となった。

Ⅲ-2 調査村の概況

調査村の位置は、図2に示す。

調査村とヤンゴンを結ぶ幹線道路の途中に大きな川があり、つい最近まで「陸の孤島」であった。しかし1994年に架橋され、現在ではヤンゴンとの間に定期乗合バス (片道30K) が頻繁に往来している (朝夕には約10分間隔で運行)。また橋を渡って調査村に向かう途中、1990年代前半の好況の跡を示す、いかにも中産階層向け新興住宅街があるが、97年7月以降のアジア通貨危機のあおりを受けて工事が中断し、閑散としていた。調査村には、ヤンゴンに近いに

16) 調査は、現地滞在中 (農業灌漑省) の岡本がアレンジし、藤田が (社) 国際農業交流・食糧支援基金の委託を受けて実施した。関係者の方々に記して感謝申し上げる。

17) Yoe Kua 行政村で最大規模の (自然) 村である Yoe Kua 村から10世帯の抽出を意図したが、意思疎通の失敗から、Yoe Kua 村より9世帯、その他の (自然) 村より2世帯が選定された (表4)。

18) 調査項目は、1) 家族構成と教育、職業、年収など、2) 屋敷地等、農地以外の土地の面積と地目別構成、3) 家屋、4) 農地について所有 (入手方法)、貸借、質の出入れの面積と条件、5) 経営農地1片毎について土地の質 (高低)、作付パターン、過去1年の農産物生産量、6) 家畜保有と所得、7) 農機具・機械の保有、8) 耐久消費財の保有、9) 雨期稲作と乾期稲作の生産費・収益、10) 農産物の処分、11) 金融取引である。

もかわらず、農外就業機会がほとんどない。

図2に示すように、調査村は南北を貫く幹線水路（それに沿って主要道が走る）沿いにあり、幹線水路から東西に櫛の歯状に用水路が伸びる地域に位置する。乾期には幹線水路に水を貯めて水門を閉め切り、それをディーゼル・ポンプで揚水することによって稲作が可能になっていた。ただし幹線水路開通は1994-95年のことであり、¹⁹⁾ 灌漑の歴史はごく新しい。

Htantabin 郡は、合計 59 の行政村 (Village Tract) から成り、調査時には世帯数 19,185 戸、人口 102,911 人（男 51,327、女 51,584）を数えた。総面積は 149,979 エーカー（607.0 平方キロ）で、うち農地は 86,169 エーカーである。1 行政村当たりの平均を示すと、世帯 325.2 戸、人口 1,744.3 人、農地面積 1,460.5 エーカーである。また 1998 年の雨期稲の作付面積は 81,561 エーカー、乾期稲は 46,887 エーカーであり、雨期稲に対する乾期稲の作付比率は 60% 弱であった。なお当郡内には政府籾米買付所が 8 カ所設けられる。

Yoe Kua（行政）村の総面積は 2,064 エーカー、うち農地は 1,762 エーカーであるが、うち村

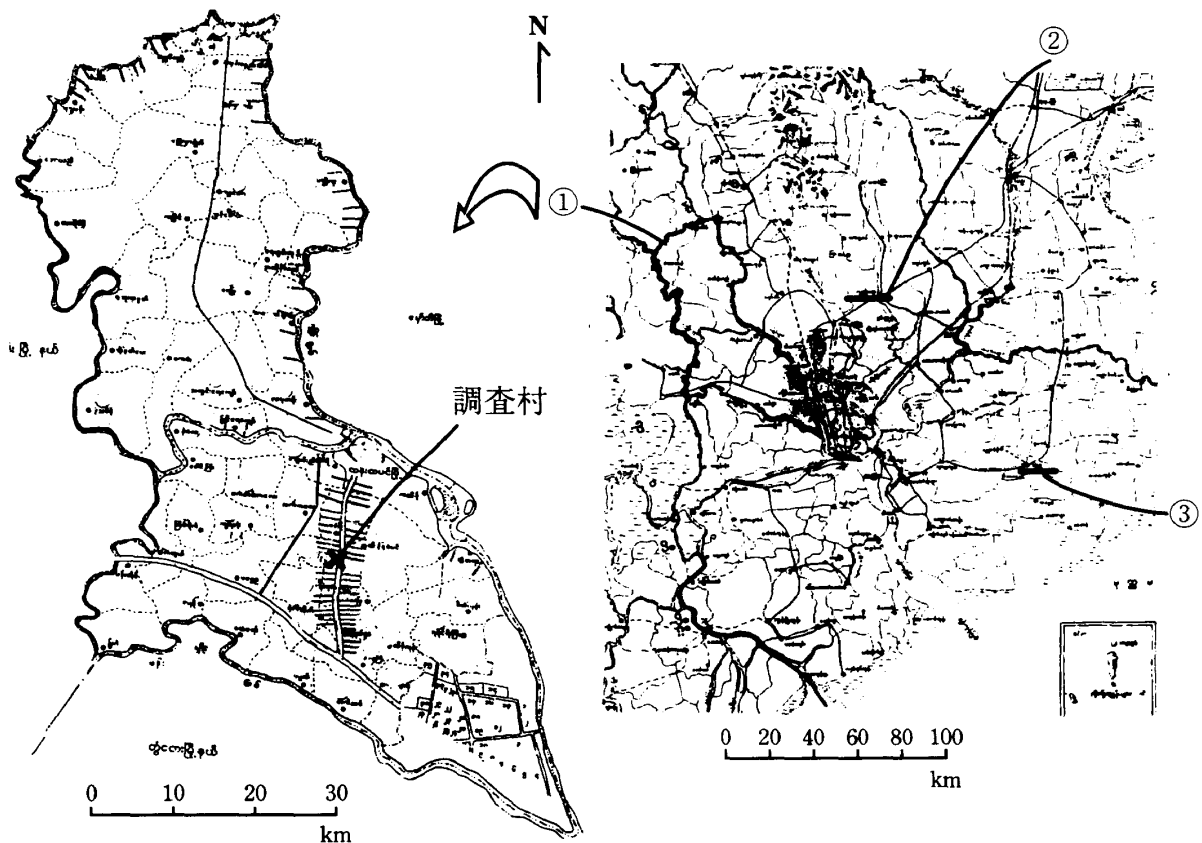


図2 Htantabin 郡と調査村

注：右はヤンゴン市周辺図で、①が Htantabin 郡、②が Z 村の位置する郡 [高橋 1992]、③が岡本の調査村の位置する郡。

19) 1 年先行して 1993-94 年に、幹線水路沿いの道路が拡張・整備（舗装）されている。

人の所有は83%の1,463 エーカーである。なお村内農地のうち、約1,000 エーカーで乾期灌漑稲作が行われている。

任期4年の最終年を迎えていた村長(51歳)は、Yoe Kua(自然)村で16 エーカーの農地を所有・経営する農家である。²⁰⁾ また村長の下に3人の村長補佐(*apwewin*)がつき、さらに書記が1人ついて事務処理を行う体制となっている。38歳になる村の書記も、Yoe Kua村で21 エーカーの農地を所有・経営する農家であり、19年間継続してこの職に就いている。なお以上5名の村役人のうち、内務省の役人である書記のみが有給²¹⁾であり、他は無給の名誉職である。

また行政村には財政基盤がなく、郡との連絡調整を基本的機能とするだけで、開発事業としては、必要に応じて村内の道普請を共同(無償)で行う程度である。村内には小学校(中学校も兼ねる)1、パゴダ2、僧院1、教会1があるのみで、その他の公共施設は、診療所を含め、存在しない。

表3はYoe Kua(行政)村を構成する5つの自然村²²⁾の概要を示す。ビルマ族の村が3つ、カレン族の村が2つで、世帯数89(68.5%)を占める最大のYoe Kua村を除くと、残りは小さな村ばかりである。総世帯数130戸、総人口714人(男350、女364)、1世帯当たり平均世帯員は5.49人で、核家族を基本としているものと推測される。また世帯を農家世帯と農業労働者世帯に区分すると、²³⁾ 両者とも65戸となり、農業労働者世帯の比率は50%に達することになる。

最後に、表4は、Yoe Kua(自然)村の全世帯の主要指標を、農業労働者(臨時雇、季節雇)

表3 Yoe Kua(行政)村の概要

自然村の名称	民族	世帯数	農家	農業労働者	人口	男	女	世帯規模
Yoe Kua	ビルマ	89	41	48	489	234	255	5.49
You Thirt	ビルマ	13	4	9	67	37	30	5.15
Maunt Su	ビルマ	5	0	5	15	5	10	3.00
Ma Aye Kyi Su	カレン	15	12	3	89	46	43	5.93
Saa Khone	カレン	8	8	0	54	28	26	6.75
合 計		130	65	65	714	350	364	5.49

出所：1999年10月の現地調査に基づき、筆者作成。

20) 村長は任命制。郡当局に村の全世帯リストを提示、村長が任命される(ただし再任を妨げない)。

21) 月給1,000 K+コメ14 B(約290 kg)。コメを市価(70 K/kg)の15%で配給されたとして換算すると年収は約29,260 Kとなる。もちろん書記は専業ではなく、農業経営の片手間で十分にこなせる軽労働であり、わずかな追加収入としての位置づけでしかない(表12のNo.3農家)。

22) 開拓史の新しい下デルタに(鈴木栄太郎のいうところの)日本のような自然村は存在しないが、便宜上、「自然村」とした。

23) 農外就業機会が著しく少ないとはいえ、それで生計を立てている世帯は皆無ではないと思われるが、本稿では、煩雑さを避けるため「農業労働者」と呼ぶ。

表4 Yoe Kua（自然）村の世帯特性

	世帯数	人 口			世帯規模 (人/世帯)	所有農地 (acre)	平均規模 (acre)	耕耘機	灌漑ポンプ	サ ン プ ル 世 帯		
		男	女	合計						当自然村	他自然村	合計
農業労働者												
臨時雇	32	80	82	162	5.06					1		1
季節雇	16	44	47	91	5.69					1		1
農家 (acre)												
1～4	10	22	24	46	4.60	26	2.6					
5～9	18	50	59	109	6.06	126	7.0	3	6	3	1	4
10～19	9	28	30	58	6.44	117	13.0	6	7	3		3
20～29	2	4	7	11	5.50	50	25.0	2	1		1	1
30～49	1	2	3	5	5.00	34	34.0					
50～	1	4	3	7	7.00	66	66.0	1	3	1		1
合 計	89	234	255	489	5.49	419	10.2	12	17	9	2	11

出所：1999年10月の現地調査に基づき、筆者作成。

と農家階層別に示したものである。農業労働者世帯と農家世帯の間に世帯規模の差がない点は、基本的に農業労働者世帯が将来、親世帯から農地を相続して農家となるライフ・サイクル上の一時的な存在ではないことを示す。²⁴⁾ 農家の平均農地所有規模は10エーカー強である。村内最大の農家の所有農地は66エーカーで、農家間の経営規模格差も大きい。また灌漑ポンプと耕耘機の所有状況をみると、10エーカー以上層では大部分の農家で保有が進んでいるのに対し、5～10エーカー層では所有農家の比率が激減して30%以下となり、5エーカー未満の零細層では所有農家が皆無である点が特筆される。

III-3 調査世帯の概要

表4に調査世帯の分布を示す。村長に作成してもらった全世帯リストを加工したものであるが、サンプルの経営規模分布にやや深刻な上方バイアスを残す結果になった。²⁵⁾

以下ではまず、調査世帯の概要を、資産保有に重点をおいて述べる。

24) ミャンマーの慣習法では生前相続はしないが、実際にはかなり広範に行われているがゆえに観察された現象と考えられる（高橋 [1992: 114-126] も、Z村では生前相続の方が多いとしている）。たとえばバングラデシュでは、農業労働者から零細農、中農、大農へと経済階層が上昇するほど、平均世帯員数が増加するという関係が観察されるが [Chaudhury 1989: 169]、それは下層ほど農地の生前相続を受けていない世帯が多い事実を反映すると同時に、上層ほど資産分散に伴う世帯の「政治力」低下を嫌い、父親が亡くなるまで拡大家族を維持する傾向が強い点を反映するものでもある。ミャンマーでは後者の要因も働いていないように思われる。

25) リスト入手が調査最終日にずれ込んだため。1～4エーカーの零細農家が漏れてしまった点は、本調査最大の欠陥である。特に乾期灌漑稲作に必要なポンプや耕耘機（ないし役畜）を所有していない（と思われる）零細農家が、そのレンタル市場で需要者として直面している問題が十分検討できなくなってしまった点は重大である。

表5は、世帯員数と労働力、農地所有・経営規模、最近の稲作付面積、家畜および農機具の保有状況を示す。以下、特筆すべき点を挙げる。

表5 調査世帯の農地保有・利用と労働力、家畜および農機具の保有状況

世帯番号	農業労働者		農							家	
	No. a	No. b	No. 5	No. 8	No. 4	No. 2	No. 6	No. 7	No. 9	No. 3	No. 1
世帯員数(労働力)	5 (3)	4 (2)	8 (7)	7 (4)	10 (5)	7 (5)	8 (2)	4 (2)	8 (4)	6 (2)	6 (2)
男	2 (1)	2 (1)	4 (3)	6 (3)	3 (2)	2 (1)	4 (1)	2 (1)	5 (3)	4 (1)	3 (1)
女	3 (2)	2 (1)	4 (4)	1 (1)	7 (3)	5 (4)	4 (1)	2 (1)	3 (1)	2 (1)	3 (1)
農地面積 (acre)											
所有	—	—	5	5	6	9	12	15	16	21	66
経営	—	—	5	5	6	9	14	15	16	21	66
作付面積 (acre)											
98年雨期稲作			5	5	6	9	14	15	16	21	66
99年乾期稲作			5	2	6	5	14	10	8	15	20
灌漑率			100.0%	40.0%	100.0%	55.6%	100.0%	66.7%	50.0%	71.4%	30.3%
家畜											
役牛				2	4	4	2	2	2	4	6
子牛				2	4		1		2		5
母豚								1			
子豚				10	1	5		3	9	2	5
鶏	3	4		5	10	10	50	4		20	30
アヒル		2			78		10				11
農機具											
耕耘機								1	1	1	1
灌漑ポンプ					1	1	1	1	1	1	3
バインダー										1	
脱穀機										1	1
スプレーヤー							1		1	1	2
風選用ファン						?		1	1	1	?
自動車											1
牛車 (nwāhlē)				1	1	1	1	1	2	2	3
犁 (hte)			1	1	1	1	1	1	1	2	3
耙 (htun)			1	1	1	1	1	1	1	2	3
鍬 (pau'tū)	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	5
小型犁 (htunji)			1	1	2	1	2	1	2	3	6
鎌 (dazin)	3	2	4	3	4	4	1	1	1	2	3
山刀 (da)	1	1	2	2	4	1	2	2	2	5	4

出所：1999年10月の現地調査に基づき筆者作成。

注：牛車、犁、耙、鍬、小型犁、鎌、山刀については、高橋 [1992: 147] 参照。

第1に、農業労働者世帯と農家を比較すると、前者は単に農地を保有していないだけでなく、役畜、さらに農機具も鋤、鎌、山刀を除いて全く保有していない。²⁶⁾ また5エーカーの農地を所有・経営するNo. 5農家も、役畜や牛車といった重要な生産手段を保有していない。ちなみに役牛は1頭3～6万K、牛車も3～4万Kであり、零細農家にとって決して安くはない。²⁷⁾

第2に、灌漑ポンプは6エーカーの所有・経営農家（No. 4）以上の上層農家で保有されているが、No. 1農家を除き、²⁸⁾ 1995年以降のごく最近に導入されたものである。中国製の5～6馬力のディーゼル・エンジンが主流で、価格は3～7万K程度である。

第3に、役畜保有数は経営規模に比例的に増加せず、一定規模（調査世帯では15エーカー）以上になると耕耘機が導入され、役畜を代替する対応がなされていることがわかる。ただし耕耘機は、1994年以降導入が始まったばかりで、13馬力程度のもので12～15万Kもする高価なものである。²⁹⁾

第4に、ごく一部の農家で、脱穀機、バインダーが最近導入されている。脱穀機は7万K（No. 1農家：98年）～13万K（No. 3農家：99年）と高価であるが、バインダーは1万K（No. 3農家：97年）と比較的安い。

第5に、家畜のなかで、収入面では養豚が非常に重要である。子豚の価格は、4カ月で4,000～5,000K、9～10カ月で7,000～8,000K、肉用に売却する1.5～2歳では約2万Kになる。なお豚の餌は、米糠、残飯、人糞などであり、ほとんど現金費用がかからない。

次に表6は、各世帯について、屋敷地の面積とその利用、耐久消費財の保有状況を示す。屋敷地の面積に、やはり農業労働者世帯と農家の格差が顕著であることがわかる。³⁰⁾ また全般に、ミャンマーの農村では耐久消費財の普及が遅れており、特にラジカセや白黒テレビといった高価な電化製品は、近年になって一部の農家から普及が始まったばかりである。³¹⁾ またこの表からも、農業労働者世帯の極貧が確認できる。

26) およその価格は、鋤400K、鎌100K、山刀300～400Kである。また犁300K、耙500K、小型犁30Kである。

27) ただし5エーカー未満の零細農家についてはデータがなく、かかる状況が一般的か否か不明。ちなみにThongwa郡にある岡本の調査村（ヤンゴン市から南東方向に車で約2時間。図2参照）における5エーカー未満サンプル農家15戸のうち、牛車所有は1戸のみ、役牛所有は2頭が11戸、1頭が1戸、保有していないのが3戸であり、役牛の普及率は相当に高い。

28) 66エーカーを所有・経営するNo. 1農家は3基のポンプを保有していたが、それらは1982年、89年、そして98年に導入されたものである。

29) No. 1農家では38万Kの大型の耕耘機が導入されている。

30) No. 6農家ではごく最近、集落から離れた農地の真中に家を新築したばかりで、そのために家財道具がない（ちなみに新築費用は約40万K）。なお集落から孤立して新築が可能になった背景に、治安改善がある。

31) 調査村は電化されておらず、電化製品はバッテリーで利用されている。

表6 調査世帯の耐久消費財の保有状況

世帯番号	農業労働者		農					家			
	No. a	No. b	No. 5	No. 8	No. 4	No. 2	No. 6	No. 7	No. 9	No. 3	No. 1
屋敷地 (acre)	0.15	0.10	0.70	0.80	0.50		0.50	0.50	0.50	0.50	0.70
家屋敷地	0.10	0.10	0.30	0.10			0.25	0.20	0.30		0.20
野菜園	0.05		0.20					0.10			
果樹園			0.20								0.30
その他											
耐久消費財											
ベッド			1						1	1	
椅子	1		2			1		2	7	2	15
テーブル			2			1		1	1	3	3
机						1					
時計			1		1	1		1	1	1	2
腕時計				2	1	1		2	5	2	6
ラジカセ						1			1		2
テレビ								1	1	1	1
自転車									2	1	2
バイク											
ミシン					1	?		1	1		
手押ポンプ									1	1	?

出所：1999年10月の現地調査に基づき、筆者作成。

IV 調査結果と経済分析

IV-1 稲作の費用・収益構造と収穫物の処分

まず調査村の稲作技術についてごく簡単に述べる。

伝統的な雨期稲作の農事暦は、次の通りである。すなわち、4月に苗床の準備が始まり、5月から6月にかけて耕起・整地作業を終え、7月に移植（田植）が行われる。そして10月末から11月にかけて収穫期を迎える。また新たに導入された乾期稲作は、12月に耕起・整地を簡単に済ませてから（湿田状態で）直播される。そして稲は、灌漑を繰り返しながら生育期を過ごし、4月に収穫される。

したがって農作業ピークは、乾期稲の収穫に始まり雨期稲の移植に終わる4月から7月までの約4カ月、そして雨期稲の収穫に始まり乾期稲の直播に終わる11月から1月までの3カ月強であり、また2月、3月は頻繁に灌漑を行わなければならない、労働需要はやや多い。よって1年を通じて最大の農閑期は、雨期稲の移植終了後、収穫までの約3カ月（8月～10月）ということになる。

以上を予備知識として、稲作の生産費・収益構造の分析に移る。表7が雨期稲作、表8が乾

表7 雨期稲作の生産費・収益構造

農家番号	No. 5	No. 8	No. 4	No. 2	No. 6	No. 7	No. 9	No. 3	No. 1	平均	シェア(%)
農地所有面積 (acre)	5	5	6	9	12	15	16	21	66	17.2	
98年雨期稲作付面積	5	5	6	9	14	15	16	21	66	17.4	
単収 (B/acre)	40.0	40.0	66.7	41.7	40.0	50.0	51.6	50.0	40.9	46.8	
総収量 (B)	200	200	400	375	560	750	825	1,050	2,700	784	
平均単価 (K/B)	590.0	635.0	570.5	567.5	583.6	565.3	765.0	742.4	656.5	630.6	
経常費	50.0	45.0	40.0	50.4	35.7	33.3	29.1	28.6	50.4	40.3	
種子	56.5	38.0	31.8	48.0	98.8	101.3	97.0	88.1	153.5	79.2	
化学肥料	2.0	0	2.0	2.1	0	0	2.9	0	1.2	1.1	
農薬	5.6	0	0.8	1.3	15.5	20.8	6.0	19.4	12.2	9.1	
ディーゼル燃料	114.1	83.0	74.6	101.8	150.0	155.4	135.0	136.1	217.3	129.7	30.2%
小計	96.0	141.0	141.0	180.3	15.7	21.9	56.7	0	0	72.5	
家族	66.3	27.0	0	64.0	222.0	160.2	118.3	197.3	153.2	112.0	
雇用	162.3	168.0	141.0	244.3	237.7	182.1	175.0	197.3	153.2	184.5	43.0%
小計	25.0	0	0	0	50.0	60.0	58.2	60.0	73.3	36.3	
耕転機	15.0	180.0	150.0	192.0	42.9	12.0	24.6	5.7	9.9	70.2	
役牛	42.6	2.6	1.6	2.5	2.6	2.1	2.0	0	1.2	6.4	
借入金利子	82.6	182.6	151.6	194.5	95.5	74.1	84.8	65.7	84.4	112.9	26.3%
小計	0	0	0	0	22.0	0	0	0	0	2.4	0.6%
支払い地代	359.0	433.6	367.2	540.6	505.2	411.6	394.8	399.1	454.9	429.6	100.0%
費用合計 (K/B)	118,000	127,000	228,200	212,813	326,816	423,975	631,125	779,520	1,772,550	513,333	
粗収益 (a)	71,800	86,720	146,880	202,725	282,912	308,700	325,710	419,055	1,228,230	341,415	
総費用 (b)	46,200	40,280	81,320	10,088	43,904	115,275	305,415	360,465	544,320	171,919	
経営者余剰 (c = a - b)	19,200	28,200	56,400	67,613	8,792	16,425	46,778	0	0	27,045	
家族労働報酬 (d)	65,400	68,480	137,720	77,700	52,696	131,700	352,193	360,465	544,320	198,964	
所得合計 (c + d)											
(備) 肥料投下 (kg/ha)											
尿素	74.1	49.4	82.4	123.5	123.5	164.7	77.2	123.5	187.2	111.7	
TSP	24.7	24.7	20.6	0	61.8	65.9	123.5	61.8	123.5	56.3	
MP	0	0	0	0	0	0	0	29.4	18.7		

出所：1999年10月の現地調査に基づき、筆者作成。

表 8 乾期稲作の生産費・収益構造

農家番号	No. 5	No. 8	No. 4	No. 2	No. 6	No. 7	No. 9	No. 3	No. 1	平 均	シェア(%)
農地所有面積 (acre)	5	5	6	9	12	15	16	21	66	17.2	
99 年乾期稲作付面積	5	2	6	5	14	10	8	15	20	8.1	
単収 (B/acre)	60.0	80.0	83.3	100.0	108.6	100.0	62.5	100.0	30.0	86.8	
総収量 (B)	300	160	500	500	1,520	1,000	500	1,500	600	748	
平均単価 (K/B)	448.0	643.8	530.7	540.0	653.5	500.0	600.0	600.0	600.0	564.5	
経常費											
種子	66.7	125.0	40.0	40.0	27.6	40.0	64.0	30.0	33.3	54.2	
化学肥料	182.5	106.3	69.6	74.0	102.9	104.0	132.8	97.8	313.8	108.7	
農薬	5.3	12.5	1.6	8.0	7.4	0.8	16.8	3.0	13.3	6.9	
ディーゼル燃料	76.7	66.7	139.4	33.4	32.2	24.3	78.7	52.8	260.0	63.0	
小計	331.2	310.5	250.6	155.4	170.1	169.1	292.3	183.5	620.4	232.8	54.5%
労働費											
家族	17.3	113.8	82.4	54.8	26.0	36.0	80.4	8.0	0	52.3	
雇用	20.0	0	0	22.8	48.4	54.2	43.2	75.6	288.3	33.0	
小計	37.3	113.8	82.4	77.6	74.4	90.2	123.6	83.6	288.3	85.4	20.0%
資本											
耕耘機	50.0	25.0	0	0	18.4	40.0	80.0	30.0	100.0	30.4	
灌漑ポンプ	22.4	60.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.3	
役牛	0	67.5	60.0	149.0	15.9	4.5	0	3.9	13.5	37.6	
借入金利子	1.8	0	1.3	1.1	1.0	1.6	1.7	0	5.3	1.1	
小計	74.2	152.5	101.3	190.1	75.3	86.1	121.7	73.9	158.8	109.4	25.6%
支払い地代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
費用合計 (K/B)	442.7	576.8	434.3	423.1	319.8	345.4	537.6	341.0	1,067.5	427.6	100.0%
粗収益 (a)	134,400	103,008	265,350	270,000	993,320	500,000	300,000	900,000	360,000	433,260	
総費用 (b)	132,810	92,288	217,150	211,550	486,096	345,400	268,800	511,500	640,500	283,199	
経営者余剰 (c=a-b)	1,590	10,720	48,200	58,450	507,224	154,600	31,200	388,500	- 280,500	150,061	
家族労働報酬 (d)	5,190	18,208	41,200	27,400	39,520	36,000	40,200	12,000	0	27,465	
所得合計 (c+d)	6,780	28,928	89,400	85,850	546,744	190,600	71,400	400,500	- 280,500	177,525	
(備) 肥料投下 (kg/ha)											
尿素	370.6	247.1	123.5	247.1	317.7	370.6	247.1	370.6	370.6	286.8	
TSP	123.5	123.5	123.5	123.5	185.3	123.5	123.5	82.4	123.5	126.1	
MP	0	0	0	0	0	0	0	41.2	12.4		

出所：1999 年 10 月の現地調査に基づき、筆者作成。

注：1) 平均については、異常値と思われる No. 1 農家を除外して計算。

2) 灌漑ポンプの資本費用については、恣意的ではあるが、No. 8 農家が支払ったレンタル料の 3 分の 2 の水準とした。

期稲作についてである。以下、要点を箇条書きにする。

- 1) 単収は、雨期稲作で1エーカー当たり平均 46.8 B, すなわち 2.49 t/ha で,³²⁾ No. 4 農家の 66.7 B を例外とすれば 40 ~ 52 B の幅に収まり、経営間格差はあまり大きくない。概して小農と大農で単収が低く、15 ~ 20 エーカーの中規模農家で単収が高い傾向がみられる。一方、乾期稲作においては(特に不作であった No. 1 農家を除き) 1 エーカー当たり 86.8 B (4.61 t/ha) で、60 ~ 108.6 B までやや幅がある。
- 2) 粗収入³³⁾の計算にあたり平均販売価格が必要となるが、その扱いが実に厄介である。市場価格がコメの品質、販売時期等によって大きく異なることに加え、雨期米では政府供出価格(320 K/B)が市場価格より著しく低いからである。概して上層農家の方が高い平均販売価格を実現している(特に雨期米)のは、供出米の比率が低いことに加え、価格が上昇する端境期まで貯蔵することができるからである。ただし、金利を考慮するならば、単純平均された価格差は明らかに過大評価である。
- 3) 種子、肥料、農薬、ディーゼル燃料等の経常投入財に注目すると、直播の乾期稲作では種子費用が若干低くなっている反面、肥料と農薬が多投され、また灌漑ポンプ稼動に必要なディーゼル燃料の費用が非常に大きいことがわかる。なお 1 ha 当たり化学肥料の平均投入量は、雨期作で尿素 112 kg, TSP 56 kg, 乾期作で尿素 287 kg, TSP 126 kg となっており、著しく不利な米肥価格比率にもかかわらず、かなり十分な量が投下されているといえる。³⁴⁾
- 4) 乾期稲作は、役畜をあまり必要としない反面、灌漑ポンプを必要とするから、両者が相殺して資本費用は雨期、乾期ではほぼ同額となっている。ただし役畜、耕耘機、灌漑ポンプについては、本来その維持・管理費、減価償却費、資本利子を計算する必要がある場合においても、機会費用としてのレンタル料で代替した。かかる処理が許されるためには、効率的なレンタル市場が広く成立している必要があるが、その条件を満たしているか否かは定かではない。具体的には、役牛については、後述のように No. 5 農家の 2 頭 1 組 1 日

32) 調査村における 1 B = 21.51 kg (47.44 ポンド) で計算した。

33) 副産物の稲藁は、牛の餌としてきわめて重要であるが、その売買市場がないため経済評価ができず、算入していない。したがって粗収入はやや過小評価となっている。

34) Taylor[1998: 4]は、米肥価格比率が著しく不利なため、稲作への化学肥料投入が 50 ~ 75 kg/ha にとどまっていることを指摘しているが、少なくとも調査村にはあてはまらない。なお肥料価格は、尿素が約 2,300 K/bag (1 bag = 50 kg), TSP が約 3,450 K/bag, MP が約 1,650 K/bag であり、米肥価格比率は、対尿素で 0.6 ~ 0.7, 対 TSP で 0.4 ~ 0.45 であったことになる。高橋[1997: 430]は、1987 年から 1994 年の米肥価格比率の変化を論じ、対尿素では 1.28 から 0.60 に急速に悪化したのに対し、対 TSP では 0.38 から 0.69 へ改善したことを指摘し、前者が稲作の経営収支悪化を招いているとしている。当調査データによれば、1994 年から 1999 年にかけて、対 TSP では再び悪化し、対尿素ではほとんど変わらず、米肥価格比率は基本的に悪化したままであったことになる。

200 K という事例のみ観察されたが、これは息子世帯からの借入ゆえの特別低いレートであり、調査農村付近での相場である 600 K を適用した。耕耘機については、後述のように、1 日（5 エーカーを 1 回耕起できる）5,000 K とした。また灌漑ポンプについては、表 8 に注記したように、さらに大胆な仮定をおいて計算した。

- 5) 農家が耕耘機や灌漑ポンプを購入するにあたり政府は、通常 3 年の年賦払い制度を導入し、普及を奨励している。³⁵⁾ また運転資金として、雨期、乾期作とも 1 エーカー当たり 1,000 K というわずかな金額ながら、農業開発銀行を通じて年利 21% の制度資金が一律に配分されている³⁶⁾（自発的に借り入れ拒否している No. 3 農家は例外）。^{37) 38)}
- 6) 一方、労働費については、乾期稲作が経営規模最大の No. 1 農家を除外している事情を考慮したとしても、乾期稲作の方が雨期稲作より著しく労働節約的であり、特に雇用労働があまり使用されていない点が注目される。
- 7) 土地の貸借市場はほぼ皆無といってよく、³⁹⁾ したがって費用項目に含められていない自作地地代は、経営者余剰に吸収される格好になっている。
- 8) 以上の手続きを通じて計算された 1 B 当たり総生産費（自家労働と自己資本は機会費用で算入されているが、⁴⁰⁾ 自作地地代は含まない）は、雨期米で約 430 K、乾期米で約 428 K となる。そしてこれに精米費用 30 K/B（村での聞き取り情報）を加え、粳から精米への歩留まりを 0.67 とすれば、精米 1 トン当たり生産費は雨期米 89 ドル、乾期米 88 ドルとなる。調査時におけるミャンマー米の輸出価格は 190 ～ 200 ドルであったから、⁴¹⁾ インフラ未整備のため、かなりかさばると考えられる流通経費等を加味しても、⁴²⁾ ミャン

35) 高価な耕耘機の場合、8 年で 3 回払いという、より有利な条件での購入例も観察された。

36) ただし 5 エーカー未満の零細農家は対象外で、また 15 エーカー以上の上層農家については、上限が 15,000 K に設定されている。

37) 各村で担当者を 1 人選び、交通費を皆で拠出し、銀行取引を共同で行っている。返済率は 100%。

38) なおインフォーマル金融を借りている世帯が 4 戸あった。農業労働者世帯の No. a (3,000 K; 消費; 姉世帯; 月利 10 ～ 15%), No. b (6,000 K; 消費; 雇用主及び隣人; 月利 10 ～ 15%), 農家世帯の No. 5 (20,000 K; 耕作資金; 貸主不明; 月利 10%), No. 8 (10,000 K; 消費; 妹夫婦; 月利 15%) である。これらの世帯が農地所有規模からみて最下位の 4 世帯である点、そして兄弟姉妹のようなごく近い親戚縁者の間でも高利が課されている点が注目される。

39) 調査世帯のうち小作借入地をもつ世帯はわずか 1 戸であり、それも 2 エーカーを義父から借入しているだけであった。小作料は年間 20 B の粳で、総収量 280 B のわずか 7.1% であった。ただしコメの政府供出は小作人負担である。

40) 固定資本の資本利子は、理論的にはレンタル料に含まれているので、費用として計上されているが、流動資本（運転資金）は外部からの借り入れに依存した部分のみ借入金利子として計上している。したがって自己調達した流動資本に対する利子は、経営者余剰に含まれることになる。

41) MAPT での聴取による。

42) FAO 他の調査 [FAO and DAP 1999: 24] によると、トラック輸送の流通コストは、1 B 当たり 1 マイルにつき約 1 K であり、コメ余剰地域がヤンゴンから 100 マイル以内に集中していることを考慮すると、高々 100 K/B である。また岡本の別途調査によると、荷の積み下ろし、詰め替えなどハンドリング・コストが高々 30 K/B、卸売業者までの流通マージンは約 50 K/B であり、合計で 180 K/B、つまり 1 トン当たり約 25 ドルとなる。

マーのコメは十分な輸出競争力を保持しているといえる。

- 9) しかし雨期米と乾期米の生産費が同じであるとしても、その費用構成は大きく異なる。要素分配率をみると、雨期米では経常財費が30%、労働費が43%、資本費が26%であるのに対し、乾期米では経常財費が55%、労働費が20%、資本費が26%であり、乾期稲作技術の労働節約的・経常財使用的性格が浮き彫りになる。

- 10) なお経営者余剰は、雨期稲作で201.0 K/B、乾期稲作で136.9 K/Bであり、粗収益に占める割合は、それぞれ31.8%、24.3%となる。なお経営者余剰が地代に等しいと仮定し（そして平均単収を掛けた）場合、二期作地の1エーカー当たり地代は、年21,290 K（雨期9,407 K、乾期11,883 K）となる。なお調査村の農地価格は1エーカー当たり3～5万Kであった。理論通り、地代2.13万Kが収益還元されて地価5万Kになるとすれば、割引率（年利）は43%となり（銀行借入で農地を購入した場合、43%までの高利で借りても、返済可能ということの意味する）、地価がきわめて安いといえる（地代が経営者余剰の一部のみを占めるとすれば、割引率は43%より小さくなる）。⁴³⁾

次に調査農家におけるコメの処分状況について若干述べておく。表9がそれを整理したものであるが、農民は雨期米の自家消費を好み、販売収入は主に乾期米から得ている事実が明らかである。⁴⁴⁾ このことは特に小規模農家について顕著である。

表9 調査農家の籾生産量とその処分

農家 番号	籾生産量 (B)			処 分 方 法 (B)						販 売 額 (K)			
	雨期米	乾期米	合計	種籾	消費	供出	市場販売	うち乾期	その他	供 出	市販(雨期)	市販(乾期)	合 計
No. 5	200	300	500	30	155	50	250	250	15	16,000	0	112,000	128,000
No. 8	200	160	360	20	100	50	190	160		16,000	21,000	103,000	140,000
No. 4	400	500	900	50	250	60	540	475		19,200	39,000	229,583	287,783
No. 2	375	500	875	40	200	90	545	500		28,800	36,000	270,000	334,800
No. 6	560	1,520	2,080	60	160	140	1,700	1,150	20	44,800	185,000	710,000	939,800
No. 7	750	1,000	1,750	65	70	150	1,465	1,000		48,000	270,300	500,000	818,300
No. 9	825	500	1,325	70	250	160	835	500		51,200	295,000	300,000	646,200
No. 3	1,050	1,500	2,550	100	120	210	2,120	1,500		67,200	513,000	900,000	1,480,200
No. 1	2,700	600	3,300	250	800	660	1,590	600		211,200	753,000	360,000	1,324,200

出所：1999年10月の現地調査に基づき、筆者作成。

注：処分方法の「その他」の中身は、No. 5では灌漑ポンプのレンタル料、No. 6では小作料。

43) たとえばバングラデシュでは、1エーカーの農地価格は役牛1頭の価格の20倍を超える。ミャンマーではほぼ同価格である。なぜミャンマーで農地価格がきわめて低いかについては、今後の研究に委ねざるを得ない。

44) ただし乾期米収穫期に季節はずれの大雨が降り、雨に濡れた籾米をできるだけ早く販売する必要があるという事情もあるので、断定はできない。

なお調査村では、集荷人 (*pwesā*)⁴⁵⁾ が粳米を農家庭先で購入し、集めた粳米を郡内の精米所で精米した後、ヤンゴンの卸売市場 (Bayint Naung 卸売市場) 内のコメ卸売業者に直接販売されるケースが多いようである。調査農家によれば、(販売する際には) より高い価格を提示した集荷人に売るのみで、特に固定した関係 (金融関係も) はないという。通常、ヤンゴンの卸売業者との間に郡レベルの卸売業者を経由するケースが多いが、調査地は卸売市場に非常に近い (既述の大きな橋の近くに立地) ため、こうした販売経路が主流になっているものと思われる。

また農家が回答した「消費」に回すコメの量は一般に、家族が実際に食べる量をかなり大きく上回っているのが実態である。これには僧侶への喜捨や接客用も含まれるが、雇用労働者、特に季節雇への現物 (食事) 給付がその大部分を占めるものと考えられる。⁴⁶⁾

IV-2 資本レンタル市場と労働雇用慣行

稲作農業における必要労働の調達方法を観察した結果、次のような傾向があった。

第1に零細規模農家では、できる限り家族労働を利用する一方で、耕耘機、灌漑ポンプを (一部農家ではさらに役畜も) レンタル市場で調達する (No. 5, No. 8)。

第2に小規模農家では、家族労働だけでは不足する労働力を臨時雇の雇用で補いつつ、自己所有する役畜や灌漑ポンプを自ら使役・運転する (No. 4, No. 2)。

第3に中規模農家では、家族労働力の不足を補うために季節雇を雇い、さらに臨時雇を加えて農作業を行っている。役畜、耕耘機、灌漑ポンプの使役・運転は、家族労働ないし季節雇が行う (No. 6, No. 7, No. 9)。

第4に大規模農家では、役畜や耕耘機、灌漑ポンプの使役・運転を含む全ての農作業を複数の季節雇 (そして必要に応じて臨時雇) を雇って任せ、家族労働は主として農作業の監視のみを行う (No. 3, No. 1)。

そこで以下、焦点の資本レンタル市場と労働雇用慣行の実態を明らかにする。

まず資本レンタル市場について。

5エーカーの農地を資本装備 (役畜、耕耘機、灌漑ポンプ) なしで耕作している No. 5 の零細規模農家を事例にして述べよう。

45) *pwesā* は broker と訳されることが多いが、実際には、コミッション・エージェントから小商人まで含まれていることが多い。調査農家が言及した *pwesā* がどの規模の商人を指すのかについては不明。

46) 別途、家族のコメ消費量を聞き取った (表 12) ので、「消費」と申告された粳米のうち家族が実際に消費した分の比率が計算できる。結果は次の通り。No. 5: 95%, No. 8: 112%, No. 4: 79%, No. 2: 49%, No. 6: 69%, No. 7: 90%, No. 9: 59%, No. 3: 61%, No. 1: 13% である。なお No. 1 農家では、季節雇に加え精米所の雇用労働者にも食事を給付しており、そのために値が極端に小さくなっている。

(雨期稲作)

耕起・整地：耕耘機で耕起（1回）を終えた後、役牛による整地（harrow）を4回実施した。

耕耘機は賃耕（ただし燃料は借主持ち）であるが、牛は借りてきて自ら使役する。

レンタル料は耕耘機が5エーカー 5,000 K、役牛は2頭1組1日 200 K。⁴⁷⁾ 耕耘機は1日で済んだが、牛は5日かかった。なお耕耘機の燃料として、5エーカーの土地を耕し終えるのに2.5ガロンのディーゼル燃料が必要であった（1,125 K）。

脱穀：牛に踏ませて行う。2頭1組1日 200 K で借り、全部で5日かかった。

(乾期稲作)

耕起・整地：耕耘機のみ（3回）。レンタル料は1日5エーカー 5,000 K で3日間かかり、燃料として10ガロンのディーゼル燃料がかかった。

灌漑：ポンプを借入し、1シーズンで30回（2日に1回）の灌漑を行った。⁴⁸⁾ ポンプの運転は貸主がやってくれる。レンタル料は、現物払いで1エーカー当たり3B（計15B）の粃。ただしこのディーゼル燃料は借主持ちで、灌漑1回につき3ガロン、合計で90ガロンかかった。

ところで当農家の乾期稲作の場合、耕耘機、灌漑ポンプの運転にディーゼル燃料が合計100ガロンかかったことになるが、うち50ガロンについては政府補助価格の160 K、⁴⁹⁾ 残り50ガロンについては市場価格の300 K で購入し、合計で23,000 K となったという。

なお耕起・整地作業や脱穀の方法、乾期稲作の必要灌漑頻度や灌漑費用に関しては農家間の差異が大きく、上記は単なる1事例にすぎない点、留意を要する（表10）。⁵⁰⁾

さらにレンタル料についても、耕耘機の相場は上記の通りほぼ一定で明確であったが、灌漑ポンプについては異なる料金体系や料金水準が観察され、相場を確定するのが容易でない。すなわち灌漑ポンプのレンタル料について、上記の事例では5エーカーで15Bの粃、現金換算すると1エーカー当たり1,344 K であったが、もう1つの事例であるNo. 8農家では2エーカーで灌漑1回当たり1,200 K（総額9,600 K）、つまり1エーカー当たり4,800 K であった。⁵¹⁾ またNo. 2農家はポンプを賃貸していたが、採用した料金制度は1時間50 K で、年間約2万 K の

47) 息子世帯からの借入。なお借り入れ期間中、牛への給餌義務は借主側にある。

48) 常識的にみて灌漑頻度が高すぎる。ひどい漏水田であるか、1回毎の灌漑が不十分であるかなど原因が考えられるが、残念ながら不明である。

49) かかる投入財補助金は広く多用されており、コメ増産に向けて政府の意気込みは大きい。

50) なお雨期稲の苗床準備に際しても、特にポンプ所有農家の間で、ポンプによる灌漑が一般に行われていた事実を付け加えておきたい。

51) No. 5農家では灌漑は30回に及び、調査農家中最多であったのに対し、No. 8農家ではわずか8回の最小であったことも考慮すると、2つの農家が支払ったポンプ・レンタル料の格差はさらに広がる。なおNo. 8農家は、乾期稲の作付面積を2エーカーに抑え、かつ灌漑回数も最小であったが、その背景に「灌漑ポンプの貸主を探すのに大変苦労している」との事情があると思われる。

表 10 調査農家の農作業方法の差異

農家 番号	所有頭(台)数			雨 期 稲 作		乾 期 稲 作				
	役牛	耕耘機	ポンプ	耕起・整地	脱 穀	耕起・整地	脱穀	灌 溉 頻 度	1回当り 消費燃料	1 エーカー 当り燃料総量
No. 5	0	0	0	PT(1)+牛(4)	牛	PT(3)	人	2日1回(30回)	3	18
No. 8	2	0	0	牛(13)	牛	PT(2)+牛(2)	人	8回	5	20
No. 4	4	0	1	牛(9)	人?	牛(9)	人?	4日1回	10	25
No. 2	4	0	1	牛(?)	牛	牛(?)	牛	7日1回(12回)	6	14.4
No. 6	2	0	1	PT(2)+牛(1)	人?	PT(2)+牛(2)	人?	10日1回(12回)	3	6
No. 7	2	1	1	PT(3)+牛(1)	PT+牛	PT(4)+牛(?)	PT	6日1回(16回)	4	6.4
No. 9	2	1	1	PT(3)+牛(1)	?	PT(5)	PT	7日1回(14回)	8	14
No. 3	4	1	1	PT(?) + 牛(?)	PT	PT(3)+牛(1)	PT	7日1回(10回)	22.5	15
No. 1	6	1	1	PT+牛	PT	?	?	7日1回	?	15

出所：1999年10月の現地調査に基づき、筆者作成。

注：燃料（ディーゼル）の単位はガロン（1ガロン＝4.55リットル），PTは耕耘機。

表 11 労働利用の農家間格差の実態

	零細規模農家		小規模農家		中規模農家			大規模農家	
	No. 5	No. 8	No. 4	No. 2	No. 6	No. 7	No. 9	No. 3	No. 1
家族労働(男+女)	3+4	3+1	2+3	1+4	1+1	1+1	3+1	1+1	1+1
雨期稲作 (acre)	5	5	6	9	14	15	16	21	66
圃場準備	PT+自	自	自	自	自+季	自+季	自	臨(d)	季6
苗取り	臨(d)	自	自	自	季+臨(p)	季+臨(p)	臨(p)	臨(p)	自+季6
田植え	自+臨(d)	臨(d)	自	自+臨(d)	季+臨(p)	自+季+臨(d)	臨(d)	臨(p)	季6+臨(d)
施肥	自	自	自	自	自	自	自	臨(p)	臨(d)
農薬散布	自	—	自	自	自	—	自	臨(d)	臨(d)
収穫	自	自	自	自	季+臨(p)	自+季+臨(p)	臨(p)	季2+臨(p)	臨(p)
脱穀	自	自	自	自	自+季	自+季	自+臨(d)	季2	臨(d)
風選	自	自	自	自	自+季	自+季+臨(d)	自+臨(d)	季2+臨(d)	臨(d)
乾期稲作 (acre)	5	2	6	5	14	10	8	15	20
圃場準備	PT	自	自	自+臨(d)	自+季	自+季	自	季2	臨(d)
散播	自	自	自	自+臨(d)	自+季	自+季	自	自+季2	臨(d)
施肥	自	自	自	自	自	自	自	季	季3
農薬散布	自	自	自	自	自	自	自	季	季3
除草	—	—	—	—	—	—	—	自+季	—
収穫	自+臨(p)	自	自	自+臨(p)	季+臨(p)	季+臨(p)	臨(p)	季+臨(p)	臨(p)
脱穀	自+臨(p)	自	自	自	自+季+臨(d)	自+季	自	季	季3
風選	自+臨(p)	自	自	自	自+季+臨(d)	自+季+臨(d)	自+臨(d)	季+臨(d)	季3+臨(d)

出所：1999年10月の現地調査に基づき、筆者作成。

注：PT：耕耘機による賃耕，自：自家労働（監視労働を除く），臨：臨時雇（d：日雇い，p：出来高払い），季：季節雇。

収入（貸主の労働所得込み）が入るとのことであった。⁵²⁾

次に労働雇用慣行について。

労働利用の基本パターンについては、すでに農家を零細規模、小規模、中規模、大規模の4つに分類して特徴づけたが、具体的には表11の通りである。若干、補足説明をする。

- 1) 雨期稲作の田植え作業には女性が雇用され、1日の賃金は150 K（食事なし）と低いが、上層農のなかには作業を早く終わらせるため200～220 Kを支払ってインセンティブを与える例や1エーカー当たり2,000 Kの出来高払いを採用している農家（No. 3）もあった。
- 2) 成人男子を1日雇う場合には最低200 K、役牛の使役や風選など重労働に対しては、200 Kに1回の食事（100 K相当）が付けられる。
- 3) 収穫作業を雇用労働で行う場合には出来高払いで通常1エーカー当たり2,000 Kで、上層農家で特に急ぐ必要がある場合には2,500 Kや3,000 Kの事例もみられた。また注目されるのが、収穫作業を請け負う労働者に対して賃金を前払いする例がかなりあったことで、3カ月前に支払われる場合、半額（たとえば1エーカー当たり2,000 Kを1,000 Kに減額）になる。既述のように雨期稲作の田植え後収穫までが最大の農閑期であり、この時期、農業労働者や零細農家は最も窮乏状態に陥ると考えられ、よって暴利ともいえるべき高金利による賃金の前渡しに应じざるを得ないのである。
- 4) 季節雇は通常、乾期作の収穫から次の雨期作の田植えが終わるまでの約4カ月間、そして雨期作の収穫から次の乾期作の播種までの3～4カ月間、雇用される。乾期作の面積が雨期作より小さいこと、乾期作は労働節約的であることなどから、前者の期間で季節雇の雇用機会が多い。賃金は固定給15,000～20,000 Kに1日2度の食事またはそれ相当のコメがつく。また牛の世話のために4カ月間季節雇として雇うというNo. 3農家のような例もみられた（15,000 K＋食事）。

IV-3 所得推計と階層変動

表12に、調査世帯についての推計所得の一覧が示されている。稲作所得については、生産費・収益の推計結果から転載したものである。また養豚については、所得率を一律0.8とするという大胆な推計に基づくものであるが、所得源としての重要性に鑑み、敢えて算入した。家禽、竹その他樹木、「魚釣り」からの所得など、推計できなかったために省略している所得源もある点に留意する必要がある。しかし大雑把な傾向を読み取るには、とりあえず十分と判断した。以下、階層ごとに若干の注釈をつけ加える。

52) 灌漑ポンプの維持・管理費は通常年5,000～1万 Kであるが、No. 2農家の場合、15,000 Kであった。ポンプの「酷使」が原因と思われる。

表 12 調査世帯の推計所得とその源泉

世帯番号	稲 作 所 得			賃金・給与	養 豚	その他	所得総額 (K)	1人当たり ドル	1人当たり 飯米 (kg)
	雨期稲	乾期稲	合計						
農業労働者									
No. a	0	0	0	85,750	0	0	85,750	59.5	153
No. b	0	0	0	82,250	0	0	82,250	45.7	212
農家									
No. 5	65,400	6,780	72,180	17,500	0	0	89,680	31.1	292
No. 8	68,480	28,928	97,408	0	160,000	0	257,408	102.1	252
No. 4	137,720	89,400	227,120	12,000	12,000	0	251,120	69.8	310
No. 2	77,700	85,850	163,550	0	40,000	20,000	223,550	88.7	223
No. 6	52,696	546,744	599,440	0	0	0	599,440	208.1	219
No. 7	131,700	190,600	322,300	0	72,000	0	394,300	273.8	248
No. 9	352,193	71,400	423,593	0	144,000	n. a.	567,593	197.1	292
No. 3	360,465	400,500	760,965	29,260	32,000	0	822,225	380.7	193
No. 1	544,320	— 280,500	263,820	0	80,000	150,000	493,820	228.6	263

出所：1999年10月の現地調査に基づき、筆者作成。

注：1) 稲作所得については、表7、表8より転記。

2) 賃金・給与所得は、No. 5、No. 4は農業雇用賃金（No. bは臨時雇として働いた年収、季節雇だと推計約10万K）、No. 3は村書記としての給与。

3) 養豚は、所得率（粗収益に占める所得の比率）を一律0.8と仮定して計算。

4) 「その他」は、No. 2は灌漑ポンプのレンタル料、No. 1は精米所経営、No. 9（村長）は小さな雑貨店を営んでいるが、所得不明。

5) 1人当たり飯米は、1日に家族が食べる分として炊く飯米を聞き取り、それより推計。

第1に農業労働者世帯であるが、その年収は臨時雇で約8～9万Kであるのに対して、季節雇では推定約10万Kであり、若干高いが、⁵³⁾ いずれにせよ1人当たり所得は50～60ドルときわめて貧困であり、農村の最底辺層を形成している。収入源はほぼ農業雇用労賃に限られ、8～10月の最大の農閑期にも土方仕事などを求めて村外に出ていくこともなく、自家消費用

53) 季節雇は、雇用が安定しておりかつ所得も臨時雇より多い。雇用の安定と収入とは一般にトレード・オフの関係にあると思われるが、そうっていない。その要因として高橋は、季節雇をめぐる雇用関係の特殊性を指摘した。つまりネーウィン政権初期に農地改革が実施された際、生産手段を持たない者は農地分配の対象外とされたため、ライフ・サイクル上偶然若年であった者が対象からはずれ、兄弟姉妹の間で不平等が生ずることになった経緯のなかで、たまたま農地改革で利益を得た者が不利益を被った親戚縁者に対して施した実質的な救済措置が季節雇としての雇用であり、したがって臨時雇より待遇が良いのは当然という [高橋 1992: 161-191]。しかし調査村では、季節雇は必ずしも親戚縁者間の雇用関係でなく、むしろ他人であることが多く、また雇用主は頻繁に季節雇を代えていた。よって高橋説（ただし高橋は、Z村でも季節雇と雇用主の関係が固定的とはいっていない）は調査村には適用できず、なぜ誰でもなれる季節雇の方が所得が高位でかつ安定的なのか、説明できない。

仮説としての結論を先にいうと、季節雇の高位安定的所得は、半隷属状況に身を置く苦痛（不効用）という犠牲を払って始めて得られるものと考えられる。

季節雇の事例として聞き取りしたNo. b世帯の過去4年間の雇用形態は、次の通りであった。 ↗

に「魚釣り」などをして時間をつぶすしかないという。^{54) 55)}

第2に、5～6エーカーの農地を所有・経営する下位3戸の調査世帯では、No. 8農家を除き、⁵⁶⁾ 臨時雇として農業労働にも従事して家計収入を補填せざるを得ない状況にある。しかし年間所得は、異常に低いNo. 5農家を例外として、⁵⁷⁾ 約25万K、1人当たりでは70～100ドルに達している。

第3に、10～15エーカーの農地を所有・経営する中位階層では、やや例外的なNo. 2を除き、稲作と養豚だけで40～60万Kの所得を得ており、1人当たりでは200～280ドルに達する計算になる。

第4に、21エーカーの農地を所有・経営するNo. 3農家は、村の書記としての給与所得もあり、稲作と養豚からの所得を合計すると80万K強の年収となり、1人当たりでは380ドル相当になる。

第5に、66エーカーの農地を所有・経営するNo. 1農家は、精米所も経営し、その所得は推定15万Kに達するにもかかわらず、乾期米の生産費が著しく過大評価となったため、年収がNo. 3農家を下回る結果となった。実際（または通常年）の年収はおそらく100万K（1人当たり463ドル）を下回ることはいないであろう。

以上が階層別就業構造と推計所得であるが、最後に、関連して1人1日当たりの飯米消費量

↘ 1996年：季節雇。雇い主は他人。97年：季節雇。雇い主は他人（ただし96年とは別人）。98年：臨時雇。99年：季節雇。雇い主は叔父。

聞き取りによると、98年に臨時雇に転じた理由は、「自由」の身になることを含め、条件が良いと思ったからであり、また99年に再び季節雇に戻った理由は、就業機会がなく非常に苦しい生活を強いられたからである。季節雇になると、自分の家を出て雇主が用意した粗末な家に家族全員が移り住み、雇主の必要に応じて農作業以外のいかなる仕事も拒めず、その精神的苦痛が大きいということらしい。

なお臨時雇の事例として聞き取りしたNo. aは、過去一貫して臨時雇として働いてきたという。なぜ彼が季節雇を選ばないか、1つの理由は、彼が耕耘機の運転技術を持っており、シーズンになると高い賃金が得られるためと思われる。なお耕耘機の運転技術は、6年前、政府の研修プログラムで習得したという（研修参加者は彼を含め、村で5名）。

54) 小規模な商業活動を主とする農村内非農業雇用機会がなぜ著しく少ないのか、今後の重要な研究課題である。

55) 池は国有地であり、その漁獲権は毎年入札にかけられるので、一般の村人はアクセスできない。自由な漁獲が許されるのは水路内であり、しかも魚網の使用は禁止され、釣り糸をたれるしかない。なお池の漁業権は、年間60万K程度で落札（4～5人のグループ）され、1人当たり年間約12,000Kの所得があったが、洪水水位の低下などが原因で最近漁業は不振である。また上層農を中心に舟の所有が一般的であるが、現在は使われていない。これも水位低下に伴う現象と思われる。

56) 当世帯では養豚収入が大きく、また労働力が少ないことも相俟って、農業雇用労働に従事しなかったものと考えられる。

57) その原因は稲作所得が低く、また世帯員数が多い点にある。しかし労働力に恵まれているにもかかわらず、なぜ臨時雇を多く雇っているのか、理解に苦しむ。後述のように、当世帯が過去の大地主が凋落した世帯であることが、あるいは関係しているのかも知れない。

表 13 所有農地の取得方法

農家 番号	所有 面積	相 続		購 入 (1)			購 入 (2)			購 入 (3)			備 考
		年	面積	年	面積	売主	年	面積	売主	年	面積	売主	
No.5	5	1945	30										79 年以降 3 回にわけ 25 エーカーを売却
No.8	5			1998	5	実父							
No.4	6			1976	6	叔父							
No.2	9	1976	9										
No.6	12			1974	3	n. a.	1990	6	n. a.	1999	3	n. a.	
No.7	15	1984	15										
No.9	16			1971	10	n. a.	1986	6	No.5 農家				
No.3	21	1988	21										
No.1	66			1982 以降	36	3 回							

出所：1999 年 10 月の現地調査に基づき、筆者作成。

について、言及しておく。サンプル数が少なく、聞き取り誤差も大きいと考えられる⁵⁸⁾ことから参考程度にしかならないが、表の数値から農業労働者世帯と農家世帯との間にギャップがあるように見える。農業労働者世帯ではコメを十分に食べておらず、コメ需要の所得弾力性がまだかなり大きいと推測される。⁵⁹⁾

最後に、調査世帯の所有農地の取得方法を整理した表 13 に注目する。一瞥してわかることは、農地の売買が想像以上に多く、階層変動がかなり激しい点である。農地の売買は原則として禁止であるはずであるが、それが広範に行われている点に注目される。テイラーも、農地売買が盛んであることを指摘しているが、小規模農家による窮迫販売が多いという [Taylor 1998:6]。しかし、われわれの調査からは、必ずしも小規模農家から大規模農家への販売という一方通行ではないということができよう。その背景の 1 つに、既述の著しく低い農地価格という特殊事情があるものと考えられる。⁶⁰⁾

ちなみに農業労働者世帯 No. b (世帯主 36 歳) は、生家は 19 エーカーの比較的裕福な農家であったが、No. 5 農家と同様零落して、現在は 3 エーカーの農地しか残存せず、父親が亡くなったときに相続できる農地はほとんどない。⁶¹⁾ 一方、農業労働者世帯 No. a (世帯主 48 歳)

58) 家族の飯米用に炊く 1 日当たりのコメの量を直接回答してもらった。なお炊事用の燃料は主として薪、副として籾殻である。薪の売買市場が成立していないところをみるとまだ不足状態には達していないと考えられる。ただし籾殻は売買の対象となっている (1 袋 20 K)。関連して、飲料水など生活用水は、大きなカメに雨水を貯えることによって得ているが、手押しポンプによる地下水利用が広まりつつあった。

59) コメ需要の所得弾力性については、低品質米 0.23、標準米 0.57、高品質米 0.73 ~ 0.88 と、まだ相対的に高い段階にあることを示す計測結果がある [Tin Soe *et al.* 1994]。

60) 農村世帯間で頼母子講など相互扶助的金融が存在しないことも一因と考えられる。いわゆる冠婚葬祭以外の相互扶助活動としては、近隣の数世帯で年に 1 度行われる屋根葺きのみが確認された。

61) なお 4 人の兄弟姉妹の状況は次の通り。長女：夫の相続農地が 7 エーカーあり、雑貨店経営からの収入もあって比較的裕福。長男：結婚して独立、臨時雇。次男：No. b 世帯。三男：未婚で両親と同居。

は、両親が小規模ながら 8 エーカーの農家であり、将来、わずかであるが相続による農地の取得が期待できる。⁶²⁾

V 結 語

最後に、本稿の結論を列举し、まとめとする。

- 1) ミャンマーには巨大な農業生産の潜在力がありながら、主穀コメは不振をきわめている。その原因をコメの供出制度や作付強制⁶³⁾に求めるのは誤りではないが、より基底には低米価維持を至上命題としなければならない農業構造上の事情、つまり農村に大量に存在する農業労働者層の貧困がある。ミャンマーがベトナムのようなコメ輸出を原動力とする農村の経済発展を達成しようとするれば、農村の過剰労働力を何らかの方法で吸収することが前提条件となろう。
- 2) コメ供出制度は、極端に低い公務員給与補填のためのコメ配給制度の維持には必要不可欠である。供出制度は、ミャンマーの財政事情と切り離して評価することはできない。
- 3) 供出価格は確かに市場価格よりも低く抑制され、それが農民の増産意欲を阻害しているが、両者の乖離は見かけほど大きくはない。つまり供出米代金の前渡し制度を考慮に入れると差はかなり縮小する。換言すれば、農村の金利は、特に雨期稲作の作期後半の農閑期に非常に高くなり、前渡し制度は実質的に（きわめて高利であるが）融資制度としても機能している。農村の高い時間選好率すなわち貧困が、ここでも大きな障害となっている。
- 4) ミャンマーのコメ生産費（農家庭先）は、雨期米、乾期米とも、精米 1 トン当たり 90 ドル弱であり、高々 25 ドル程度の流通経費を加味しても、十分な国際競争力を備えているといえる。ただし上記の如く、国内米価を著しく低く維持する必要があるため、現状ではその潜在力を生かすことはできない。⁶⁴⁾
- 5) 乾期稲作は、直播であるにもかかわらず 1 ha 当たり約 4.6 トンと単収が非常に高く、

62) 3 人の兄弟姉妹の状況は次の通り。長女：No. 6 農家の主婦。夫の相続農地 12 エーカーあり、かなり裕福。長男：No. a 世帯。消費目的に 3,000 K を姉夫婦から借り、10～15% の高利を支払わねばならない困窮状態にある。次男：未婚で両親と同居。

63) 本稿では作付強制について論じなかった。少なくとも下デルタでは稲以外の雨期作の選択肢はほとんどなく、作付強制は制約にならない。問題は豆類・ごまなどと競合する乾期作であろうが、調査時には米価がやや高騰しており、したがって制約にはなっていなかった点を付記したい。

64) Taylor [1998:6-9] は、低米価維持の必要を論じつつも、コメ輸出を解禁したうえで、輸出税賦課による段階的な米価引き上げを提言している。かつてタイで採用されたライス・プレミアム制度の導入を提言する西澤 [1999: 103-104] も同様である。しかし、貧困に喘ぐ大量の農業労働者の存在を軽視すること甚だしく、見通しが甘いといわざるを得ない。

手っ取り早く増産するには好都合であるが、投入財の輸入に貴重な外貨を多く費消するわりには農業労働者層への裨益効果が小さいことなど、⁶⁵⁾ ミャンマーの資源賦存条件に適合していないという欠点がある。

- 6) ミャンマーの経済発展を阻む大きな構造要因と考えられる農業労働者の貧困解消の一手段として、農地改革の再度の実施が考慮に値すると考えられる。特に農地価格がきわめて低い現状では農地再分配は相対的に容易であろう。確かに農業労働者が農地分配を受けたとしても、生産手段を有しないことから、短期的にはコメ生産の減退が生じる恐れがあるが、役畜、耕耘機、灌漑ポンプなど資本の効率的レンタル市場を育成できれば、問題の多くが軽減される可能性がある。⁶⁶⁾
- 7) たとえば低利政策資金が、農業開発銀行を通じてきちんと末端に流れている事実に反映されるように、ミャンマーの政策執行能力は非常に高いと評価される。またほとんどのアジア途上国の悩みの種である意図的債務不履行の問題がミャンマーではきわめて軽微である。⁶⁷⁾ 資金不足が、農業経営とりわけ零細・小規模経営の発展の隘路になっていることは明らかであり、援助を通じて政策金融のパイプを太くする意義は大で、またその実現可能性も高いと考えられる。

参 考 文 献

- Central Statistical Organization (Myanmar). 1998. *Statistical Yearbook 1998*. 427p.
- Chaudhury, R. H. 1989. Population Pressure and Its Effects on Changes in Agrarian Structure and Productivity in Rural Bangladesh. In *Population Growth and Poverty in Rural South Asia*, edited by G. Rodgers, pp. 151-182. Sage Publications.
- Food and Agriculture Organization (FAO); and Dept. of Agricultural Planning (DAP), Ministry of Agriculture and Irrigation (Myanmar). 1999. *Agricultural Marketing in Myanmar*. Agricultural Market Information Service, TCP/MYA/8821. 91p.
- Orr, A. W.; Islam, A. S. M. N.; and Haq, M. M. 1989. *Draft Power Constraints on Turnaround Time in Bangladesh: A Pilot Study*. Research Paper Series No. 130. Los Banos: IRRI. 15p.
- Taylor, D. A. D. 1998. *Boosting Myanmar's Agricultural Productivity: A Look at Fertilizer, Credit and Rice Pricing Policies*. Mimeograph prepared for the United Nations Country Team, Myanmar. 16p.
- Tin Soe; Batterham, R. M.; and Drynan, R. G. 1994. Demand for Food in Myanmar (Burma).

65) 表7, 表8の労働費から、雨期稲作、乾期稲作それぞれの1エーカー当たり雇用創出力が算出できる。賃金を200K/日として結果のみを示すと、雨期稲作では43.2人日(家族17.0人日, 雇用26.2人日), 乾期稲作では37.0人日(家族22.7人日, 雇用14.3人日)となる。よって乾期稲作の農業労働者層への雇用創出力は、雨期稲作に比べて45%も小さいことになる。

66) ネーウィン政権当時、農地改革の対象から農業労働者世帯が外された最大の理由は、彼らが生産手段を保有せず生産力の担い手としての資格を欠いている点にあった。しかしそこには、レンタル市場育成による解決の可能性が全く考慮されていない。たとえばバングラデシュでは、役畜を欠いた零細農家が多数存在しているが、それは、1頭しか役牛を保有しない農家間の「交換」市場を含め、効率的なレンタル市場の存在により支えられている [Orr *et al.* 1989]。

67) 強圧的な軍政がそれを可能としている面も否定できないので、さらなる検討を要する。

- Agricultural Economics* 11: 207-217.
- Tin Soe; and Fisher, B. S. 1990. An Economic Analysis of Burmese Rice-Price Policies. In *Myanmar Dilemmas and Options*, edited by Mya Than and J. L. H. Tan, pp. 117-166. Institute of Southeast Asian Studies.
- U Khin Win. 1991. *A Century of Rice Improvement in Burma*. International Rice Research Institute. 162p.
- ミャンマー経済懇談会. 1999. 『ミャンマー経済の現状と今後の開発戦略』東京：大蔵省財政金融研究所. 86 ページ.
- 西澤信善. 1999. 『ミャンマーの経済改革と開放政策——軍政 10 年の総括』東京：勁草書房. 239 ページ.
- 斎藤照子. 1987. 「ビルマにおける水稻高収量品種の導入と展開——実態と問題」『東南アジアの農業技術革新と農村社会』滝川勉（編），167-191 ページ所収. 東京：アジア経済研究所.
- 高橋昭雄. 1992. 『ビルマ・デルタの米作村——「社会主義」体制下の農村経済』東京：アジア経済研究所. 249 ページ.
- . 1994. 「ミャンマー・市場経済体制下での米増産『計画』」『アジア研ニュース』160: 34-37.
- . 1997. 「市場経済化とミャンマーの米増産計画」『途上国の経済開発と社会変動』石原享一他（編），419-438 ページ所収. 東京：緑蔭書房.